

使用料等設定及び改定基準に
ついて（指針）

財 政 課

目 次

- I 目 的
- II 受益者負担の分類
 - 1 分担金・負担金等
 - 2 使用料
 - 3 手数料
- III 受益者負担率（受益者と公費の負担割合）の設定
 - 1 使用料等の受益者負担率
 - 2 手数料の受益者負担率
- IV 受益者負担の適正化に向けて
 - 1 行政コストの検証について
 - 2 使用料等の算定方法
 - （1）行政コストの算出
 - （2）使用料等の算定
 - （3）評価及び今後の取り組み
 - 3 料金の改定サイクルについて
 - 4 改定における上限率の設定について
 - 5 無料施設、減免規定について
 - 6 そ の 他

【参考】

- 別表1 使用料等の公費・受益者負担（区分）基準
- 別表2 使用料等算定表
- 別表3 手数料に関する算定表
- 別表4 評価及び今後の取り組み

I 目的

近年、市民ニーズの多様化等に伴い、行政もこれらの行政需要に応えるため、多様なサービス供給主体として積極的な展開を行うようになった。

このように、行政サービスが量的に増大し、質的にも高度化、多様化することに伴い、財政規模は拡大の一途をたどってきた。

使用料・手数料等については、施設の利用又は特定の者のためにする事務などについて、その受益者から適正な負担を徴収するための制度である。

その額については、一般的には地方自治体が、そのために要した費用を基準にして定めているが、具体的な金額を定めるにあたっては、各人の受けた利益と当該事務の公共性もあわせて考慮される。

しかしながら、公共性という名のもとに、使用料・手数料等が長期間定額に据え置かれた場合、その事務に要した経費に税等の財源が充てられることになり、この結果、行政サービスの提供を受けない者もその意思にかかわらず負担を負う状況が生じ、住民間に不公平を招きかねない。

このため、使用料・手数料等については、住民間の負担の公平確保の見地から、社会経済情勢の変化や、関係事務事業費の動向に即応して常に見直しを行い、適正化を図っていく必要がある。

この指針は、使用料や手数料の算定及び改定に向けての方向性を示し、受益と負担の原則に基づいた公正かつ透明性の高い受益者負担制度の運用に資することを目的として策定した。

II 受益者負担の分類

1 分担金・負担金等

分担金・負担金等は、地方自治体が特定の事業を行うにあたり、その事業により受益を得る者に対して、その受益に応じた費用を徴収するものである。

2 使用料

使用料は、施設及びその施設に係る行政サービスの受益者から、使用のために必要な費用を徴収するものである。

3 手数料

手数料は、許認可等の行政サービスの受益者から、その役務の提供のために必要な費用を徴収するものである。

III 受益者負担率（受益者と公費の負担割合）の設定

1 使用料等の受益者負担率

原則として、特定の人が利用し、その利用者が特別の利益を受けるようなサービスについては、受益者負担率を高く、住民のすべてが均一に利用するようなものについては、負担率を低くすることを基本とする。

この基本を踏まえ、分担金・負担金等及び使用料の行政サービスをその性格等で五つに分類し、それぞれに公費、受益者の負担率（割合）を設定した。（別表1参照）

この区分に基づいて額を定めることを原則とする。

2 手数料の受益者負担率

手数料は、各種証明や許認可等のように、特定の人に提供する行政サービスに対し、その役務の提供に必要な費用を徴収するものであることから、受益者負担率は、100%を原則とする。

IV 受益者負担の適正化に向けて

受益者負担制度は、行政が行うサービスによって特定の人を得た特別の利益を事業主体である行政に還元することにより、税金の公平な運用を図るとともに、受益者が負担した費用が、サービス提供のための財源として再び市民に還元されるという費用循環を形成することとなる。

こうした費用循環の中で、受益者負担の適正化に向けては、まず行政コストが適正であるかどうかの検証が前提となる。

1 行政コストの検証について

サービス毎に不断の見直しを行い、各種事務処理を簡素化・迅速化し、施設・スペース管理を徹底するとともに、既存経費の節減に努め、業務の効率化、合理化に努める。そのためには、他市や民間の類似サービスとのコスト比較をはじめとする行政コストの検証を行い、問題点の洗い出しを行う必要がある。

2 使用料等の算定方法

(1) 行政コストの算出

行政サービスの適正な負担のあり方を確立するためには、その費用をできるだけ正確に算出し、議論の対象として市民に明らかにする必要がある。このことから、他に正確に算出した資料がある場合を除き、「別表2」の使用料等算定表及び「別表3」手数

料に関する調査表に基づきコストを算出（試算）する。

（２）使用料等の算定

上記（１）により算出された行政コストに対し、そのサービスが全市民を対象としたものか、特定の市民を対象にしたものかを考慮して、別表１で定めた受益者負担率を選定し、これを基準として使用料等を算出する。

（３）評価及び今後の取り組み

上記（２）で算出した額を踏まえ、現行の使用料等を評価するとともに、今後、受益者負担の適正化に向け、どのように取り組むかを別表４で具体的に記載する。

３ 料金の改定サイクルについて

使用料等の料金を長期間放置した場合、適正な負担額との差が増加し、次回改定時の引き上げ幅も増加する傾向にある。また、適正な受益者負担に対する利用者の意識も希薄化し、結果として理解が得られにくくなる。

したがって、原則として３年を目途に見直すことを基本とする。

４ 改定における上限率の設定について

現行の使用料等については、長期間にわたり料金が据え置かれていたところであり、施設によっては目標の額に対してかなりの開きがあるところである。こうした場合、改定にあたっては、上限率が低すぎても目標の額まで到達しにくく、高すぎても市民の理解が得られにくくなる。

したがって、現行使用料等の１．５倍を改定上限とし、段階的に適正化を図ることとする。

5 無料施設、減免規定について

無料施設や減免規定を設けている施設にあつては、受益者負担の適正化の観点や他市の状況を踏まえ、再度検討を行う。

6 その他

法令に算定基準が規定されている受益者負担については、本指針の適用外とする。

【別表1】

使用料等の公費・受益者負担(区分)基準

区分	内 容	具体的事例	受益者負担率
全面的に受益者が負担するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の市民が対象であり、利用も特定されるサービス ・便益が特定されるサービス ・民間等と競合するサービス ・公営企業的なサービス 	ケアハウス駐車場、自転車駐車場(指定有)、市営住宅駐車場、下水道墓地公園、棧橋	100%
大部分を受益者が負担するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の市民が対象であり、利用が特定されるサービス ・民間等との競合的なサービス 	独居老人住宅、保育園、幼稚園	75%
公費と受益者で負担するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・全市民が対象で必要に応じて利用でき、広く地域の連帯、健康の増進や文化的生活に寄与するサービス ・民間等との競合性もあるサービス 	保養所、自治会館、市民プラザ、文化会館、自転車駐車場(指定無)、公民館、野球場、テニスコート、サッカー場、ソフトボール場、スポーツコート、パターゴルフ、中央武道館、総合体育館、屋内水泳プール、東野プール	50%
大部分を公費で負担するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・全市民が対象であるが、利用が特定されるサービス 		25%
全面的に公費で負担するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・全市民が対象であり、広く地域の連帯、健康の増進や文化的生活に寄与するサービス 	道路、公園、図書館等	0%

*この基準については、基本的な使用料の負担区分を示すものであり、具体的に適用する場合は、各所管課において総合的に判断し決定すること。

建物 備品	建物 財産台帳による年間減価償却額		A	円	合計	【算定式】			
	備品 財産台帳による年間減価償却額								
市債・債務負担行為利子				算定額		円	受益者負担率	%	
経常的 維持管理 経費 (年額)	節 金 額 (円)		B	円		負担率後の額	円	現行使用料	円
	1	報酬				(注) ・15年度決算額により記入すること ・ただし、次のものを除くこと ①該当年度の特別な事情により支出する経費 ②該当施設の自主事業の経費 ③13・15・18節については、資産計上されているもの			
	7	賃金							
	8	報償費							
	9	旅費							
	11	需用費							
	12	役務費							
	13	委託料							
	14	使用料賃借料							
	15	工事請負費							
16	原材料費								
18	備品購入費								
19	負担金補助及び負担金								
その他									
計									
人件費 (年額)	基準年収額×人員×配分率		C	円	【算定例】				
	*退職給与引当金繰入額 *賞与引当金繰入金				1. 利用可能日数を基準として使用料を算定する場合 $1\text{時間当り使用料} = (A+B+C) \times \frac{\text{使用床面積 (使用面積)}}{\text{建物延面積 (土地総面積)}} \div \text{年間利用可能日数} \div \text{1日利用可能時間}$				
					2. 利用者数を基準として使用料を算定する場合 $\text{利用者1人当り使用料} = (A+B+C) \div \text{年間利用者見込者数} \div \text{平均利用時間}$ (平均利用時間は1人1時間当りとする場合)				

手数料名		
区 分	1. 自由方式 2. 標準方式	※1
根 拠 法 令 ・ 条 例		
積 算 根 拠 ※2	現 行 の 手 数 料 額	_____ 円
平成 年度改正する場合の金額	_____ 円	
増減、同額となった理由		
近 隣 市 の 状 況		

※注1 自由方式とは、地方公共団体の判断により条例で定める手数料。
標準方式とは、地方自治法に基づき制定する政令で手数料の対象事務及び金額の標準を定める手数料。

(別紙 要領のとおり)

注2 積算根拠に用いる1分当たりの人件費については、70円とする。

【別表 4】

評 価	今後の取り組み